

○大樹町起業家等支援要領

平成27年6月11日告示第50号

改正

平成28年4月1日訓令第12号

平成28年10月28日訓令第21号

令和2年2月10日告示第5号

大樹町起業家等支援要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大樹町起業家等支援要綱（平成27年大樹町告示第49号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、事業計画の認定を受けた者（以下「事業者」という。）とする。

2 要綱第4条第1項第1号に規定する事業開始後一定期間内とは概ね6か月とする。

(補助金の対象経費)

第3条 要綱第5条に規定する対象経費は、別表1に掲げる経費とする。

(事業計画書の提出)

第4条 要綱第7条に規定する事業計画書（別記様式第1号）は、関係書類を添えて、大樹町商工会を経て町長に提出しなければならない。

(事業計画審査委員会)

第5条 町長は、起業家等から提出された事業計画認定の可否にあたり事業計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、意見を徴するものとする。

2 審査委員会は、副町長、総務課長、企画商工課長及び委員長が必要と認めた者により組織し、委員長は副町長があたる。

3 委員長は、必要に応じ大樹町商工会他の意見を求めることができる。

4 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

5 審査委員会の事務は、企画商工課があたる。

(事業計画等の可否通知)

第6条 町長は、要綱第8条に規定する認定の可否については、事業計画認定（不認定）書（別記様式第2号）により事業計画の提出者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 要綱第9条に規定する補助金の交付申請は、補助金交付申請書（別記様式第3号）に次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 店舗、事務所又は事業所を取得する場合は売買契約書及び登記書類の写し

(2) 店舗、事務所又は事業所を賃借する場合は賃貸借契約書の写し

(3) その他町長が必要と認めたもの

(補助事業の着手時期)

第8条 補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、町長が補助事業の性格上止むを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該事業に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により事業者へ通知するものとする。

（計画変更の承認）

第10条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合は、計画変更承認申請書（別記様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助金交付の対象となった事業計画の内容を著しく変更しようとするとき。
- （2） 要綱第5条各号に掲げる補助対象事業ごとの経費の配分を変更しようとするとき。
- （3） 事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなり、期間を延長しようとするとき。
- （4） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（補助金の取下げ）

第11条 補助金の交付申請をした事業者は、第8条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から14日以内に補助金交付申請取下書（別記様式第6号）を町に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）又は事業終了日を経過したときは、速やかに実績報告書（別記様式第7号）に関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は前条に規定する報告を受けようとする場合、必要に応じて審査委員会の意見を聞くものとする。

2 町長は、前条に規定する報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

3 町長は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ額の確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（概算払）

第15条 町長が、特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。ただし、限度は10分の8以内とする。

2 前項に規定する概算払を受けようとする者は、概算払申請書兼請求書（別記様式第10号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない

3 町長は、前項の概算払申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、概算払が必要と町長が認めた場合、概算払の額を確定し、概算払交付決定通知書（別記様式第11号）により通知する。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、補助事業者が、補助金を他の用途へ使用し、補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等若しくは町長の指示に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定した後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項による取消しをした場合においては速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の調査等)

第17条 町長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員が現場に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができるものとする。

2 町長は、前項の調査により、要綱及びこの要領に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを命ずることができるものとする。

(補助金の返還)

第18条 町長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 町長は、要綱第13条の規定により補助金を取消した場合において、既に交付された補助金があるときは、期限を定めて別表2により算定した額の補助金の返還を命ずることができる。ただし、災害、疾病又は貸主側の責による転出など特段の事情がある場合は、この限りでない。

4 町長は前3項の規定により補助金等の返還を命ずるときは、補助金返還命令書(別記様式第12号)により、当該補助事業者等へ通知するものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定による補助金の返還を命令されたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年14.6パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年14.6パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければならない。

3 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領日において受領したものとする。

4 第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命

ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

(事業の廃止等)

第20条 事業者は、事業を休止し又は廃止しようとするときは、町長に申出をし、その承認を受けなければならない。

(成果の発表)

第21条 町長は、大樹町における起業を促進するため、必要に応じて、補助事業者に成果の発表を行わせることができる。

(委任)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年6月11日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和7年年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 (第3条関係)

事業区分	内容
起業家等支援事業	・事業所店舗等の建設及び改装費、設備・備品購入費、外構工事費、看板設置費
空き店舗等取得支援事業	・店舗、工場、事業所、事務所等として営業を休止してから概ね1か月を経過した店舗物件等(土地を含む)の取得購入費
空き店舗等活用支援事業	・店舗、工場、事業所、事務所等として営業を休止してから概ね1か月を経過した店舗物件等(土地を含む)の賃借料

別表2 (第18条関係)

区分	経過年数	返還すべき補助金の額
①5年以内に事業の変更・中止・廃止をしたとき ②個人事業主が5年以内に転出したとき ③法人が5年以内に本社を町外に移転したとき	1年未満	交付額の全部
	1年以上～2年未満	交付額の80%
	2年以上～3年未満	交付額の60%
	3年以上～4年未満	交付額の40%
	4年以上～5年未満	交付額の20%
偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき		交付額の全部
上記の区分以外に要綱の規定に違反したとき		交付額の全部
その他町長が事業の運営、経理について不相当と認めたとき		交付額の全部

別記様式第1号（第4条関係）

大樹町起業家等支援事業計画書

年 月 日

大樹町長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩

大樹町起業家等支援要綱第8条の規定による計画の認定を受けたいので、同第7条及び大樹町起業家等支援要領第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 新設しようとする事業場の名称及び所在地
- 2 事業種目
- 3 事業実施の目的
- 4 投資額

種別（名称）	数量	金額	備考
土地	m <sup>2</sup>	円	
建 物	m <sup>2</sup>	円	
	小 計		
償 却 資 産			
	小 計		
家 賃			
	小 計		
合 計		円	

- 注) 1 「備考」欄には、土地の取得（予定）年月日（自己所有地の場合は自己所有地と記入し金額は不要）、家屋の構造及び建設着手予定年月日を記入すること。
- 2 償却資産欄には、機械・器具等を記入すること。

## 5 雇用する従業員数

区 分	男	女	合 計	備 考
事業開始時の従業員数				

氏 名	住 所	摘 要

## 6 資金調達計画

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗、工場、機械、備品、車両など (内訳)	万円	自己資金	万円
			親、兄弟、知人、友人等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
			日本政策金融公庫 国民生活事業 からの借入	万円
運転資金	商品仕入、経費支払資金など (内訳)	万円	他の金融機関等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
合計		万円	合計	万円

## 7 事業の見通し (月平均)

	創業当初	軌道に乗った後 ( 年 月頃)	売上高、売上原価 (仕入高)、 経費を計算された根拠
売上高 ①	万円	万円	
売上原価 ② (仕入高)	万円	万円	

経費	人件費	万円	万円
	家賃	万円	万円
	支払利息	万円	万円
	その他	万円	万円
	合計③	万円	万円
利益①－②－③		万円	万円

8 工事着手及び予定年月日

9 事業開始予定年月日

10 補助金対象経費

経費区分	項目	金額	備考
起業家支援事業		円	
空き店舗等取得支援事業			
空き店舗等活用支援事業			
合計			

添付書類

- (1) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (2) 事務所及び事業所配置図
- (3) 市長村長が発行する納税証明書又は滞納がないことの証明書
- (4) その他参考となるもの

別記様式第2号（第6条関係）

大樹町起業家等支援事業計画認定（不認定）書

年 月 日

申請者 様

大樹町長

⑩

年 月 日付け、提出のありました事業計画について、大樹町起業家等支援要領第6条の規定により、次のとおり認定（不認定）します。

記

- 1 認定事業所の所在地及び名称
- 2 認定事業所の代表者住所及び氏名
- 3 業種
- 4 不認定の理由



別記様式第3号（第7条関係）

大樹町起業家等支援補助金交付申請書

年 月 日

大樹町長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩

大樹町起業家等支援要綱第9条及び大樹町起業家等支援要領第7条の規定に基づき、大樹町起業家等支援補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業所の所在地及び名称
- 3 代表者氏名
- 4 計画認定年月日
- 5 事業開始日

添付書類

- (1) 事務所及び事業所が賃貸の場合は賃貸契約書の写し
- (2) 領収書、請求書又は見積書の写し
- (3) 事業開始日を証明する書類
- (4) その他参考となるもの

別記様式第4号（第9条関係）

大樹町起業家等支援補助金交付決定通知書

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

大樹町長 ㊟

年 月 日付で申請の大樹町起業家等支援補助金として、金  
円を交付します。

ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 不正な行為があった場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- 2 事業の変更（軽微なものは除く）及び休止若しくは廃止した場合は速やかに申し出てください。
- 3 事務所及び事業所を移転（町内外問わず）した場合は、速やかに申し出てください。
- 4 当該補助金の対象とした施設、設備等に異動があったときは、速やかに申し出てください。

別記様式第5号（第10条関係）

大樹町起業家等支援補助金計画変更承認申請書

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

大樹町長 ⑩

年 月 日付大樹町指令第 号をもって補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、計画変更したいので下記のとおり承認下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 変更項目

（事業内容の変更、交付対象経緯の配分変更、完了期間の変更、事業の中止若しくは廃止、その他）

4 変更理由

5 関係書類

(1) 事業変更計画書

(2) その他

別記様式第6号（第11条関係）

大樹町起業家等支援補助金交付申請取下書

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

大樹町長 ⑨

年 月 日付大樹町指令第 号をもって補助金等の交付の決定を  
受けた事業を下記により取下げます。

記

1 事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 取下理由

別記様式第7号(第12条関係)

大樹町起業家等支援補助金実績報告書

年 月 日

大樹町長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

平成 年 月 日付大樹町指令第 号をもって補助金等の交付の決定を受けた補助事業を完了したので、大樹町起業家等支援要領第12条に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の名称

2 事業の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 補助金交付決定額 金 円  
(補助金受領済額 A 金 円)  
(補助金確定申請額 B 金 円)  
(補助金請求残額 B - A 金 円)

4 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 事業決算書
- (3) その他

(登記簿の写し、成果報告、パンフレット、状況写真、領収書の写し、支出を明確にする書類等)

事業実績書

- 1 事業の名称
  
- 2 事業展開の実施場所  
住所：  
連絡担当者：  
TEL：  
FAX：  
e-mail：
  
- 3 申請者の営む主な事業の内容
  
- 4 補助事業の内容
  
- 5 補助事業の実施等による成果  
(製品・サービス等の価格・販売数量、契約先等を記載)
  
- 6 今後の事業計画及び課題
  
- 7 備考  
(従業員数等を記載)
  
- 8 投資額

種別(名称)	数量	金額	備考
土地	m <sup>2</sup>	円	
建 物	m <sup>2</sup>	円	
	小 計		
償 却 資 産			
	小 計		
合 計		円	

9 資金の調達状況

調達資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗、工場、機械、備品、車両など (内訳)	万円	自己資金	万円
			親、兄弟、知人、友人等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
			日本政策金融公庫 国民生活事業 からの借入 他の金融機関等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
運転資金	商品仕入、経費支払資金など (内訳)	万円		万円
合計		万円	合計	万円

10 事業の状況 (月平均)

売上高 ①	万円	
売上原価 ② (仕入高)	万円	
経費	人件費	万円
	家賃	万円
	支払利息	万円
	その他	万円
	合計 ③	万円
利益① - ② - ③	万円	

事業決算書

補助事業等の名称: \_\_\_\_\_

事業実施に要する 総事業費 (事業費総額)		円 (うち補助金 円)		
区 分		当初(決定通知)額 A	概算交付額 B	確定申請額 C
収 入	自己資金			
	借入金			
	補助金			
	その他補助金			
	事業収益			
	その他			
	計			
支 出		( )	( )	( )
		( )	( )	( )
		( )	( )	( )
		( )	( )	( )
		( )	( )	( )
		( )	( )	( )
		( )	( )	( )
	計	( )	( )	( )
補助金請求残額 (支出計C - 計B)				

※支出の欄の( )は経費中の補助金充当額を記入する。

補助対象経費の配分調書

経費区分	項 目	負 担 区 分				備 考
		町補助金	他の補助金	自己負担額	その他	
謝金						
旅費						
庁費						
委託金						
合 計						



別記様式第8号（第13条関係）

大樹町起業家等支援補助金の額の確定について

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

大樹町長

年 月 日付で提出された補助事業等実績報告書について、大樹町起業家等支援要領第13条の規定に基づき審査した結果、以下のとおり補助金等の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

大樹町起業家等支援補助金交付請求書

年 月 日

大樹町長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

平成 年 月 日付大樹町指令第 号をもって補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、大樹町起業家等支援要領第14条の規定により、下記のとおり交付下さるよう請求します。

記

1 事業の名称

2 請求金額 金 円

内 訳 補助金交付決定額 金 円  
概算払受領済額 金 円  
今回請求額 金 円  
残 額 金 円

3 振込指定口座

金融機関		支店	
口座種別		口座番号	
口座名義人 (カナ)			
口座名義人 (漢字)			

大樹町起業家等支援補助金概算払申請書兼請求書

年 月 日

大樹町長 様

申請者 住所  
氏名

印

平成 年 月 日付大樹町指令第 号をもって補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、次の理由により概算払を受けたいので、関係書類を添えて申請します。併せて補助金等の概算払の請求します。

記

1 事業の名称

2 概算払申請金額 金 円

内 訳 補助金交付決定額 金 円  
概算払受領済額 金 円  
今回申請額 金 円  
残 額 金 円

3 振込指定口座

金融機関		支店	
口座種別		口座番号	
口座名義人 (カナ)			
口座名義人 (漢字)			

4 概算払を必要とする理由

添付書類

(1)資金収支計画書

(2)その他

資金収支計画書

(単位：千円)

区分	科目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収 入	町補助金													
	合計													
支 出														
	合計													
収支 差額	当月分 累計													

別記様式第11号 (第15条関係)

大樹町起業家等支援補助金概算払交付決定通知書

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

大樹町長 印

年 月 日付で申請のあった大樹町起業家等支援補助金の概算払の申請について、次のとおり決定したので、大樹町起業家等支援補助金要領第15条第3項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 概算払決定金額 金 円
  - 内 訳 補助金交付決定額 金 円
  - 概算払既交付額 金 円
  - 残 額 金 円

大樹町起業家等支援補助金返還命令書

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

大樹町長 ㊟

年 月 日付で取消（額を確定）通知した補助金等について、大樹町  
起業家等支援補助金要領第18条第4項の規定により、下記のとおり返還を命じま  
す。

		記		金	円
1	返還すべき金額				
2	返還期限				
3	返還を命ずる理由				
4	返還方法				
5	交付決定通知年月日				
6	補助年度				
7	補助事業等の名称				
8	補助金等の交付決定通知額				
9	補助金等の既交付額				
		年 月 日交付	金	円	
		年 月 日交付	金	円	
		年 月 日交付	金	円	
		年 月 日交付	金	円	
		計	金	円	
10	補助金等の交付確定額		金	円	

注) 1 返還すべき補助金等は、別に町長が発行する納入通知書により納付すること。

2 補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、大樹町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和63年条例第18号）に定める例により計算した延滞金そのを町に納付しなければならない。